（ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業専門官、業務改革推進専門官、新事業創出専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官）

第九条　新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官六人、業務改革推進専門官一人、新事業創出専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

2・3　（略）

4　商品取引室は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務（協同組合等検査（第十七条の二第二項に規定する協同組合等検査をいう。第十二項において同じ。）に関することを除く。）をつかさどる。

5～8　（略）

9　業務改革推進専門官は、新事業・食品産業部の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10　（略）

（削る。）

11～13　（略）

（卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官）

第十条　（略）

2　卸売市場室は、中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事務（第十七条の二第二項に規定する協同組合等検査に関することを除く。）をつかさどる。

3～5　（略）

第十一条・第十二条　（略）

（統計品質向上室並びに業務改革推進専門官、管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）

第十三条　管理課に、統計品質向上室並びに業務改革推進専門官一人、管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官二人を置く。

2・3　（略）

4　業務改革推進専門官は、統計部の所掌に係る業務改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5～7　（略）

第十四条～第十七条　（略）

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十七条の二　検査課に、検査官百六人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。

2～5　（略）

（ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官、新事業・食品産業専門官、新事業創出専門官、六次産業化専門官、金融専門官、商品取引専門官及び総合取引専門官）

第八条　新事業・食品産業政策課に、ファイナンス室及び商品取引室並びに新事業・食品産業調査官二人、新事業・食品産業調整官一人、新事業・食品産業専門官五人、新事業創出専門官二人、六次産業化専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

2・3　（略）

4　商品取引室は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務（協同組合等検査（第十七条第二項に規定する協同組合等検査をいう。第十二項において同じ。）に関することを除く。）をつかさどる。

5～8　（略）

（新設）

9　（略）

10　六次産業化専門官は、命を受けて、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第四条第一項及び第四十条第一項に規定する基本方針並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第一項に規定する基本方針の推進に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

11～13　（略）

（卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官）

第九条　（略）

2　卸売市場室は、中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事務（第十七条第二項に規定する協同組合等検査に関することを除く。）をつかさどる。

3～5　（略）

第十条・第十一条　（略）

（統計品質向上室並びに管理官、総務・会計専門官及び統計品質管理官）

第十二条　管理課に、統計品質向上室並びに管理官一人、総務・会計専門官一人及び統計品質管理官二人を置く。

2・3　（略）

（新設）

4～6　（略）

第十三条～第十六条　（略）

（検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官）

第十七条　検査課に、検査官百十一人、上席検査官七人、次席検査官十八人及び検査情報分析官二人を置く。

2～5　（略）